

対策の基本方針

➤ 目的

新型インフルエンザの出現時期を正確に予知することは困難であり、また、その出現そのものを阻止することは不可能である。また、航空交通等の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが出現すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。ひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大であり、社会・経済の破綻が危惧される。こうした事態を想定し、我が国としては、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

➤ 基本的考え方

新型インフルエンザはまだ発生していない状況であり、対策についても不確定要素が大きい。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、我が国においては、従来の科学的根拠及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、交通機関の発達度、医療体制、受診行動の特徴などの国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ発生前から流行がおさまるまで発生状況に合わせて、一連の流れをもった戦略を確立する。

新型インフルエンザが海外で発生した場合、我が国は島国としての特性を生かし、在外邦人に対する必要な支援を行いつつ、検疫の強化等により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせることが重要である。また、発生前に鳥インフルエンザが多発している国々へ我が国として協力することは、新型インフルエンザの発生を遅らせることにつながる可能性がある。しかしながら、ウイルスの国内侵入を完全に防ぐことはほぼ不可能であるということを前提として、その後の対策を策定することが必要である。

発生の早期の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザ薬による治療、感染のお

それのある者の外出自粛やその者に対する予防投薬、プレパンデミックワクチンの接種などを中心とし、感染拡大のスピードをできる限り抑制することを目的とした各般の対策を講じる。

さらに、感染が拡大してきた段階では、各部門は事前に定めた対策に従って相互に連携し、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないという目的を達成するよう全力をあげる。

具体的な対策の現場となる国の機関、都道府県や市町村においては、行動計画やガイドラインを踏まえるとともに、地域の実情を考慮して具体的な対策や対策を実施するための役割分担を事前に定めるなどにより、必要な対策を推進することが重要である。さらに、医療機関、企業、公共交通機関、マスメディア、家庭、個人においても、行動計画とガイドラインを踏まえ、事前の準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが求められる。

なお、新型インフルエンザのパンデミックは必ずしも完全に予測されたように展開するものではないこと、新型インフルエンザ対策について随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、行動計画や各種ガイドラインについては、適時適切に修正を行うべきである。

➤ 各段階の概要

新型インフルエンザへの対策は、その状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

今般、新型インフルエンザが発生する前から国内でパンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めることとした。これはWHOが宣言（実施）するフェーズを参考にしつつ、我が国における対策を講じるのに適した段階として定めたものである。この段階の決定については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベイランスの結果を参考にして新型インフルエンザ対策本部が決定する。なお、5つの段階は、基本的に国における戦略の転換点を念頭に定めたものであるが、都道府県等においては、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るものである。また、状況により地域ごとの対応が必要となる場合を考慮し、第三段階を3つの時期に小分類した。政府、地方自治体、

関係機関等は、行動計画とガイドラインに従った施策を段階に応じて実施することとする。

発生段階		状態
前段階	未発生期	新型インフルエンザは発生していない状態
第一段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	感染拡大期	発生患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	まん延期	入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	ピークを越えたと判断できる状態
第四段階	小康期	患者の発生が減少し低い水準で停滞

以下、各段階における対策の目的と主な対策の概略を述べるが、各状況での対策は、次の段階に移行して行くことも念頭において全体の目標のために状況に応じた柔軟な対応をすることが必要である。

【前段階】未発生期（現行行動計画 1、2 A、2 B、3 A、3 B）
目的：
1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。
主な対策：
1) 行政機関及び事業者等は業務継続計画を策定する。 2) 感染予防策等のリスクコミュニケーション（情報提供・共有）を図る。 3) 発生状況、感染拡大状況及び被害状況を把握するサーベイランスの体制を整備する。 4) パンデミックワクチンをできるだけ速やかに製造・供給できるような体制を整備する。 5) プレパンデミックワクチンと抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。 6) 医療体制等の整備を行う。 7) 家きんにおける鳥インフルエンザの防疫対策を実施する。 8) WHO等の国際機関や主要先進国との連携を図り、鳥インフルエンザの発生状況に係る情報収集を行う。 9) 鳥インフルエンザが多発している国に対して協力・支援を行う。

【第一段階】海外発生期 （現行行動計画 フェーズ4 A、5 A、6 A）
目的：
<ul style="list-style-type: none"> 1) ウイルスの国内流入をできるだけ阻止する 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う
主な対策：
<ul style="list-style-type: none"> 1) 海外での発生状況に関する継続的な情報収集及び国内外の関係機関との情報共有を進める。 2) 発生国に滞在する在外邦人に対して必要な情報を速やかに伝達し、必要な支援を行う。 3) ヒト—ヒト感染発生地への渡航自粛・航空機運航自粛などによりウイルス流入のリスクを軽減する。 4) 感染地域からの入国便に対して検疫を行う空港・海港を集約するとともに、入国者に対する健康監視・停留等の措置を強化する。 5) 国内発生に備え、サーベイランス強化・医療体制の整備を進める。 6) プレパンデミックワクチン接種の検討などを行い、接種が適切であると判断した場合には医療従事者等の接種を開始する。 7) パンデミックワクチンの開発・製造を開始する。 8) 問い合わせに対応する相談窓口を設置するなど、国民への情報提供を行う。

【第二段階】国内発生早期 （現行行動計画 フェーズ4 B）
目的：
<ul style="list-style-type: none"> 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
主な対策：
<ul style="list-style-type: none"> 1) 患者に対する協力医療機関への入院措置及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行う。 2) 接触者調査を行い、接触者に対しては外出自粛とした上で、予防投薬及び健康監視を行う。 3) 地域住民全体への予防投薬や人の移動制限を伴うウイルス封じ込めの可否を判断する。 4) 発生した地域において、臨時休校、集会・外出の自粛、個人防護の徹底の周知等の公衆衛生対策を実施する。 5) パンデミックワクチンの開発・製造を進める。

【第三段階】感染拡大期／まん延期／回復期 （現行行動計画 フェーズ5 B、6 B）
--

目的：
<ul style="list-style-type: none"> 1) 健康被害を最小限に抑える。 2) 医療・社会機能への影響を最小限に抑える。
主な対策：
<p>共通：</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 地域での公衆衛生対策は継続して行う。 2) パンデミックワクチンの製剤化を進め、可能となり次第順次接種する。 3) 予防投薬の対象者を原則として縮小する。予防投薬の効果及び治療用備蓄の量を踏まえ、予防投薬の必要性の有無を検討する。 4) 事業者等は従業員のための感染対策を実施し、流行状況に応じて業務の範囲を調整する。新型インフルエンザの免疫を獲得した者は業務に復帰させる。 5) 個人は政府や自治体等が発表する情報を確認し、適切な感染対策を実施する。 6) 入国時の検疫対応等について状況に応じて縮小する。 <hr/> <p>感染拡大期：</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 感染の疑いのある者が受診する医療機関を特定し、医療機関を介した感染拡大を抑制しながら、患者に対し協力医療機関への入院措置を行う。 <hr/> <p>まん延期：</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 医療機関における感染の可能性を少なくするため、発症者のうち軽症者は原則として自宅療養とし、電話相談などで医療機関受診の必要性を判断する。 2) 重症者については、原則として、すべての入院医療機関で受け入れて治療する。 3) 死亡者については円滑な埋火葬対策を講じる。 <hr/> <p>回復期：</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 関係者には順次休暇を与える。 2) 公衆衛生対策を段階的に縮小させる。

【第四段階】小康期 （現行行動計画 後パンデミック期）
目的：
<ul style="list-style-type: none"> 1) 社会機能の回復を図り、第2波に備える。
主な対策：
<ul style="list-style-type: none"> 1) これまで実施した対策について評価を行い、次期流行に備えた対策を実施する。 2) 住民（特に社会的弱者等）への支援を強化する。 3) 不足している資機材の調達及び再配備を行う。

(参考) 現行行動計画におけるフェーズ分類と発生段階との対応表

【現行】フェーズ分類	【新】発生段階
フェーズ1、2A、2B、3A、3B	【前段階】未発生期
フェーズ4A、5A、6A	【第一段階】海外発生期
フェーズ4B	【第二段階】国内発生早期
フェーズ5B、6B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期
後パンデミック期	【第四段階】小康期

※「A」国内非発生 「B」国内発生